

鳥取縣公報

告示

鳥取縣告示第二十九号

建設業法（昭和二十四年五月法律第百号）第十三條の規定による変更届につき次のように建設業者登録簿に変更登録した。

昭和二十六年一月二十三日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

登録番号	登録年月日	商号又は名称	主たる営業所の所在地	申請者氏名
鳥取縣知事登録（S）第一二二二号	昭和二十四年十一月二十九日	野村組	元鳥取市二階町三丁目一〇番地先	野村憲一
同第一四七号	同二十五年三月十七日	石原建設事務所	元鳥取市若櫻町二九番地先	石原 薫

昭和二十六年一月二十三日 火曜日
第二千七百七十七号

本書ノ大キサハ國定規格A五列

鳥取縣告示第三十号

次の棧橋は境港々内岸壁に認定する。

昭和二十六年一月二十三日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

位置	延長	幅員	面積
西伯郡境町榮町	二〇、二米	三米	六〇、六平方米
自四八番地先			
至五〇番地先			
同所			
自五〇番地先	五、四五米	三米	一六、三五平方米
至五六番地先			

（関係図は土木部經理課に保管）

鳥取縣告示第三十一号

鳥取縣私立各種学校設置認可基準を次のように定める。

昭和二十六年一月二十三日

00013

鳥取縣知事職務代理者
鳥取縣副知事 鈴木 武

鳥取縣私立各種學校設置認可基準

- 第一條 學校教育法(昭和二十二年法律第二十六号、以下「法」という)第八十三條の規定による各種學校で知事の所管に属する學校(以下「學校」という。)の認可は、別に定めるものの外この基準による。
- 第二條 學校における専攻教科は、知事が教科として適當な規模及び内容があると認められたものでなければならぬ。
- 2 學校は前項の教科の外、一般教養科目に属する科目一以上を課さなければならぬ。
- 第三條 學校の設置者は昭和二十二年政令第六十二條による教職の適格者であり且つ法第九條各号の一に該当しない者でなければならぬ。
- 第四條 學校は二人以上の教員と二十人以上の生徒を有するものでなければならぬ。
- 2 前項の生徒数が八十人をこえるときは、生徒四十人を

- 増すごとに教員一人以上を加えなければならぬ。
- 3 前二項の教員のうち、その半数以上は他の職を兼ねず又他の職から兼ねない者でなければならぬ。
- 第五條 前條の教員は左に掲げる資格を有する者でなければならぬ。
 - 一 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百七号)による教員免許状を有し又は有するとみなされた者で、その學校の教育内容に応じた資格を有する者
 - 二 二年以上専門的な教育を受けた者又は一年以上専門的な教育を受け二年以上の実務経験を有するもので技能優秀と認められる者
 - 三 その他知事が適當と認めたる者
- 第六條 同時に授業を受ける一學級の生徒数は、五十人以下でなければならぬ。
- 第七條 生徒一人当りの校地及び教室の面積は次の標準以上のものでなければならぬ。

校 地 ○、八坪

00014

教室床面積 ○、四坪

第八條 學校は、次の施設を設けたものでなければならぬ。

- 一 普通教室
- 二 特別教室
- 三 実験実習施設
- 四 職員室
- 五 図書室、衛生室
- 六 便所、手洗所

2 前各号に掲げる施設は、やむを得ない事由がある場合で教育上支障のないと認められるときは、一つの施設をもつて二つ以上に兼用又は共用しておつて差しつかえない。

3 第二項第一号から第三号までに掲げる教室数の和は、その學校の同時に授業を行う組の数を下つてはならぬ。

4 第一項に掲げるものの外、必要に応じ次の施設を設けたものでなければならぬ。

一 運動場

- 二 生徒控室
- 三 寄宿舎

第九條 學校には、必要数の学習用、保健衛生用の図書、機械器具、標本、模型その他の校具を備えていなければならぬ。

第十條 前二條に掲げる施設及び設備は教育上、管理上、保健衛生上並びに危険及び災害の防止上有効適切に設け、常に良好な状態に維持し得るものでなければならぬ。

第十一條 便所は男子五十人につき大便所一、小便所二、女子二十五人につき大便所一以上設けていなければならぬ。

第十二條 夜間において授業を行う學校の机上面及び黑板面の態度は、五〇ルクス以上のものでなければならぬ。

2 前項の外職員室、便所、玄関、廊下、階段その他必要な箇所には、それと相當の照明設備をしたものでな

00015

ければならない。
第十三條 一日の授業時数は、三時間以上とし、その学校の一箇年の授業日数は百七十五日以上とするものでなければならない。

附則

この基準は、昭和二十六年二月一日から施行する。

鳥取縣告示第三十二号

鳥取縣魚市場條例(昭和二十五年四月鳥取縣條例第九号)

第二條の規定による地域を次の通り指定する。

昭和二十六年一月二十三日

鳥取縣知事職務代理者

鳥取縣副知事 鈴木 武

一、指定地域 上井町

鳥取縣告示第三十三号

鳥取縣木炭増産改良施設補助要綱を次のように定める。

昭和二十六年一月二十三日

鳥取縣知事職務代理者
鳥取縣副知事 鈴木 武
一、知事は、木炭の増産並びに品質の改良を図る爲この要綱の定めるところにより予算の範囲内において補助金を交付する。
二、補助金は、別表に掲げる施設を行うものに対し同表に掲げる補助率の範囲内においてこれを交付する。
三、補助金の交付を受けようとするものは、様式第一号の申請書に次に掲げる書類を添付し、前年度末日までに知事にこれを提出しなければならない。但し、昭和二十五年度に限り昭和二十六年二月十五日までとする。
1、事業計画書
2、收支予算書又はこれに準ずるもの
3、その他知事において必要と認める書類
四、知事は補助しようとするものを決定した場合はそのものに對し事業の認証をする。
五、事業の認証をうけたものは、工事完了後遅滞なく様

00016

式第二号の工事完了届を知事に提出しなければならない。
六、補助金は、前項の完了届が提出された後突地検査の上その経費を査定してこれを交付する。

七、天災その他正当の事由により事業を完了することが困難と認められたとき又は期間内に完了することができな

し知事の指示を受けなければならない。

八、この要綱によつて施行した施設の用途を変更し又は処分するときは、知事の認可を受けなければならない。

九、次の各号の一に該当する場合においては、補助金の全部若しくは一部の還付を命ずることができる。

1、この要綱の規定に違反したとき。

2、事業施行の方法が不相当と認められたとき。

3、申請書その他事知に提出した書類に虚偽の記載をなし又は事業について不正の行爲があつたとき。

4、補助金交付の條件に違反したとき。

一〇、この要綱に基いて知事に提出する書類はすべて所

轄地方事務所長を経由しなければならない。

別表

施設種目	補助率	補助条件
木炭倉庫建設事業	事業費に對し十分の二、五分	一、縣の設計基準に従つて施設すること 二、この施設は、その施行者において維持管理しなければならない。
炭窯構築事業	事業費に對し十分の二、五分	一、本縣内において三ヶ年以上製炭に従事し現に製炭をなしているものにして知事において優良と認める炭窯を構築するもの。 二、一世帯一窯とし、製炭者自ら構築するものでなければならない。

様式第一号

昭和 年度(施設種目)補助申請書

別紙事業計画書の通り実施したいので鳥取縣木炭増産改良施設補助要綱により補助金交付下さるよう関係書類を添え申請致します。

年 月 日

施行者 住所

氏名

知事宛

資格審査人員数 四九名
 非該当決定者 四九名
 審者を受けた公職及びその氏名
 (1) 昇任又は任命予定者

○市町村普通公職者

二部村	池田 馨	谷口 園枝	
逢坂村	森田 良一	森田 裕子	
東郷村	河原 茂輔	野田万喜恵	中村 良子
宇倍野村	山村 一男	大賀よ弥子	溝内 雪恵
	熊谷 正男		
大山村	山根 立枝		
	美柑 豊		
多里村	杜武 薫	梅林 孝惟	坂本 素之
名和村	森田 和年		
安倍村	大川 久臣		
鹿野町	谷口 信一	兒島 定昭	
余子村	足立 榮三		
赤碕町	中本 末守		
鳥取市	西尾 温子		

○町村固定資産評價員

八橋町 遠藤 兼好
 山守村 高橋吉太郎
 淀江町 坂口 英雄

○同補助員

東郷村 西尾 亀与 橋崎善太郎
 山内 勝治 高田 重雄

○国家地方警察官(巡查)

大倉 涼治 田中 保 網浜 卓朗
 山下 巖 遠藤 昌敏 稻田 一雄
 荒益 常盤 新 徹 井上 成之
 庄倉 陽郷 福山 博

○市警察吏員(巡查)

高橋 良三

○国家地方警察(事務官)

森田源之助

○市消防吏員

木下 正 安宅 保 春名重利

○町監査委員

村田美章

○市議会議員立候補者

鳥取市 寺坂 昇

(四) 公選による公職の候補者

鳥取市 寺坂 昇

昭和二十六年一月二十三日印刷
 昭和二十六年一月二十三日発行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日)
 (第三種郵便物認可)

鳥取縣鳥取市東町 取 縣
 鳥取縣鳥取市東町 取 縣
 鳥取縣鳥取市東町 取 縣
 鳥取縣鳥取市東町 取 縣
 鳥取縣鳥取市東町 取 縣
 鳥取縣鳥取市東町 取 縣